

# 地方消費税

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実を図るために地方財源の充実を図る必要から、国内の取引や輸入される貨物に対して課税されます。

## 【納める人】

国の消費税と同じです。

- (1) 国内取引……商品の販売やサービスの提供を行った事業者〈譲渡割〉
- (2) 輸入取引……課税貨物を保税地域から引き取る者〈貨物割〉

※ 保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税(国税)の支払が猶予される場所です。

## 【納める額】

国に納める消費税額の22/78

(消費税率に換算すると2.2%に相当し、国の消費税と合わせた負担率は10%です。)

	標準税率	軽減税率
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
消費税率	7.8%	6.24%
合計	10%	8%

※ 一定の飲食料品や定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡には、軽減税率が適用されます。

## 【申告と納税】

- (1) 国内取引に係る地方消費税(譲渡割)は、当分の間、消費税と併せて国(税務署)に申告し、納付します。
- (2) 輸入取引に係る地方消費税(貨物割)は、消費税と併せて国(税関)に申告し、納付します。

※詳細については、最寄りの税務署又は税関へお問い合わせください。

## 【都道府県間の清算】

地方消費税は国の消費税と同様に、税負担を最終消費者に求める税ですので、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、最終消費地と課税地の不一致が解消され、最終消費地の都道府県の収入になります。

## 【市町への交付】

都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1が、県内市町の人口等に基づきあん分され、各市町に交付されます。



